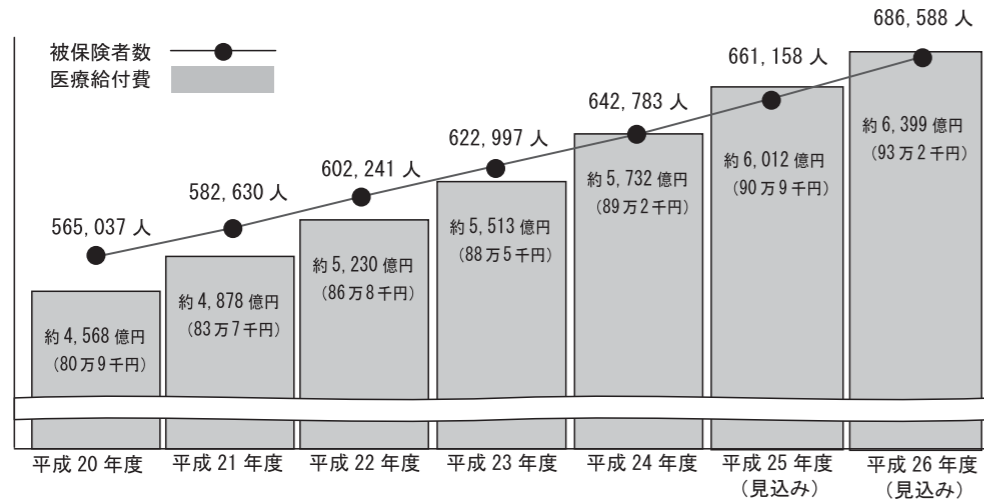


兵庫県後期高齢者医療の 医療給付費の推移について

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

- ・後期高齢者医療の保険料は、診療報酬改定と併せて2年に1度、改定されます。
- ・改定に伴う保険料の上昇要因のひとつには、下記の参考資料にありますように、医療給付費が年々上昇していることがあげられます。

- ◎医療給付費は、年々上昇の一途を辿っています。
- ◎医療給付費の約1割を高齢者の保険料でまかなう仕組みとなっています。



被保険者数は年度の平均値
 ※平成20年度の医療給付費は4月～翌年2月診療分を12ヵ月に換算して計上
 ※ () は1人当たりの医療給付費

防災コラム

避難先は小学校でいいんですよね？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

風水害、地震、津波といった災害によって、またその時の状況によって「適切な避難」は異なります。ポイントは「命を守るための避難」と「生活するための避難」を区別して考えていただくことです。

たとえば平成21年台風9号では、兵庫県内でも大きな被害が出ていますが、犠牲となられた方の状況は様々で、破堤による激流で家ごと破壊され、被災したケース、体の不自由な方が、移動できず自宅で被災したケース、避難、移動、通過などの途中で、屋外で被災されたケースが報告されています(※)。

ここから得られる教訓は、「命を守るための避難」は、災害やそれぞれの置かれた状況により変わるものであり、屋外の移動が危険な場合は、自宅の2階へ避難することも必要であり、状況により適切な避難は変化するという事です。

これらを踏まえ、防災行政の基本となる「災害対策基本法」でも、「市町村長は、避難のために屋外を移動することが、かえって危険であると考えられるときは、屋内での待避や屋内における避難のための安全確保を指示することができる」とされ、その位置づけが明確にされています。

「命を守るための避難」を適切に行うには、播磨町

総合防災マップ(ハザードマップ)で予想される被害を確認したり、台風が近づけば、積極的に情報収集を行うことが重要になります。

一方、「生活するための避難」は、命の危険が去った後、ご自宅が被災したなどで当面の生活を行うための避難です。播磨町では、町立小中学校、県立東はりま特別支援学校・播磨南高等学校を避難所に指定していますが、これらは「生活するための避難」で活用することを第一の役割として位置付けています。

これらを踏まえ、地震における避難行動を考えると、次のようになると思います。

皆さんも、ご自身の状況を踏まえ、風水害や地震の際の避難行動を考えてみてください。

【地震における避難行動の例】

現象・外部からの情報など	避難行動の概要
緊急地震速報	地震の揺れから体を守る
津波警報・ゆっくりとした大きな揺れなど	【命を守るための避難】 津波避難目標地点(大中遺跡公園か野添北公園)を目指した避難
津波警報の解除・自宅の被災	【生活するための避難】 小学校の体育館などの避難所に向かう

※台風第9号災害検証報告書(佐用町台風第9号災害検証委員会)

後期高齢者医療制度の

新しい被保険者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078(326)2021

後期高齢者制度被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月20日頃に新しい被保険者証を送付します。8月1日からは、新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

●被保険者証

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成25年中の所得により算出された平成26年度の住民税課税所得と平成25年(1月から7月までは平成24年)中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

▼医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位[外来]	世帯単位[入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定の金額に満たない方(※3)は、保険年金グループに申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
			12,000円		
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] ※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得Ⅰ」以外の方 ○各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額は80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者
			15,000円	100円	

※1 [] 内は過去12ヵ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 [] 内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※3 ▶同一世帯に被保険者が一人の場合

被保険者の収入額…383万円

▶同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の方がいる場合

被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額…520万円

▶同一世帯に被保険者が二人以上いる場合

被保険者全員の収入合計額…520万円

●限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月20日頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、保険年金グループに申請してください。